

## 「日本博2.0」参画型認証要領

平成31年 4月 1日  
改正 令和 4年 5月 2日  
改正 令和 5年 5月 1日  
独立行政法人日本芸術文化振興会  
理 事 長 決 定

### (目的)

第1条 この要領は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が、「日本博2.0」参画型（以下「参画型」という。）を認証する際に必要な事項を定め、「日本博2.0」を通じ、政府、国立文化施設、地方公共団体、民間企業・団体等が連携して、「日本の美と心」を体現する我が国の文化芸術を振興し、その多様かつ普遍的な魅力の認知度向上を図ることを目的とする。

### (認証の申請)

第2条 参画型の認証を受けようとする者は、原則として認証を受けようとする日の2か月前までに、「参画型認証申請書」（別記様式第1号）に関係書類を添えて申し込むこと。ただし、国立文化施設及び「日本博2.0」の「最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業（委託型・補助型）」の受託者及び補助対象者が参画型の認証を希望する場合は、認証を希望する展覧会・公演等一覧の提出をもって認証申請に替えることができる。

2 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長（以下「理事長」という。）は、前項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等（映像や画像を含む。）の提出を求めることができる。

### (認証の要件)

第3条 理事長は、申請のあった文化施設又は文化芸術プロジェクトが次の各号の要件に該当するか否かを総合的に判断した上で参画型の認証を行うものとする。なお、理事長は必要に応じて条件を付すことができる。

(1) 以下、①から⑤の要件をすべて満たしていること。

- ① 「日本博2.0」の基本コンセプトである「日本の美と心」に沿った内容であること。
- ② 我が国を代表する文化施設であり、「日本博2.0」として国内外に発信するものとしてふさわしいものであること。又は、我が国を代表する文化芸術プロジェクトであり、「日本博2.0」として国内外に発信するものとしてふさわしいものであること。

- ③ 訪日外国人の関心が高い内容であり、多言語での情報発信が行われていること。
  - ④ 文化資源の魅力を体感・体験できる取組や、周辺の観光資源や飲食店・宿泊施設等と連携した滞在時間の有効活用、交通事業者と連携したアクセスの改善・向上など訪日外国人の満足度向上に資する工夫がなされていること。
  - ⑤ 以下の取組が行われていること。
    - ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組
    - イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組
- (2) 以下の要件を1つ以上満たすこと。
- ① 子供、若者、高齢者、障害者等の文化芸術活動の促進に資する取組を行っていること（企画内容への参画や、参加者にとっての阻害要因を取り除く取組を含む。）。
  - ② 被災地の復興支援に資する取組を行っていて、国内外への発信や被災地へ誘客する工夫がなされていること。
  - ③ 地方への誘客に資する取組を行っていること。

#### **(認証の制限)**

第4条 理事長は、申請のあった文化施設又は文化芸術プロジェクトが次の各号のいずれかに該当する場合は、認証しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 「日本博2.0」のイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると理事長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると理事長が認める場合はこの限りではない。
- (7) その他、理事長が不適切と認める場合

#### **(対象とならない実施主体)**

第5条 理事長は、申請を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、参画型に認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

- (3) (1) 及び (2) に掲げる者から委託を受けた者並びに (1) 及び (2) に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると理事長が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政治団体又はこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、理事長が不適切と認める者

#### **（認証及び認証の変更等）**

第 6 条 理事長は、参画型に認証する旨の決定をした場合又は認証することができない旨の決定をした場合は、「参画型認証／不認証通知書」（別記様式第 2 号）等をもって当該申請者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、組織・団体名又はプロジェクト名、第 3 条に定める認証の要件に関わる内容（以下「主要事項」という。）について変更しようとする場合は、あらかじめ「参画型認証変更申請書」（別記様式第 3 号）に関係書類を添えて申請し、理事長の認証を受けなければならない。なお、主要事項を含まない変更の場合は、あらかじめ振興会に届け出ること。
- 3 理事長は、前項の規定による変更申請があった場合は、第 3 条から第 5 条に該当するか否かを総合的に判断した上で、認証を行うものとする。なお、理事長は必要に応じて条件を付すことができる。
- 4 理事長は、主要事項の変更申請を認証する場合は、「参画型変更認証通知書」（別記様式第 4 号）等をもって当該変更申請者へ通知するものとする。

#### **（ロゴマークの使用）**

第 7 条 「日本博 2.0」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関する一切の権利は、文化庁に帰属し、振興会が管理する。

- 2 ロゴマークの使用料については、無料とする。
- 3 第 6 条の規定による認証は、認証を受けた者がロゴマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。
- 4 第 6 条の規定により認証を受けた文化施設は、当該施設の公式ホームページや SNS

においてロゴマークを使用することができるほか、認証された実施主体が当該施設において実施する展覧会・公演等に係る広報媒体についても、「日本博2.0」の基本コンセプトの範囲内でロゴマークを使用することができる。

- 5 第6条の規定により認証を受けた文化芸術プロジェクトは、プロジェクトに係る広報媒体の範囲内でのみ、ロゴマークを使用することができる。
- 6 ロゴマークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるロゴマーク使用規定を遵守すること。
- 7 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、ロゴマーク使用対象物等には販売者、製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。
- 8 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、ロゴマーク使用規定等にのっとりロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- 9 理事長は、ロゴマークの使用が次の各号に該当する場合は、直ちにロゴマークの使用許可を取り消すものとする。
  - (1) 第5項から第8項に違反すると認められる場合
  - (2) 第4条の各号のいずれかに該当すると認められる場合
  - (3) ロゴマークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- 10 理事長は、本要領に基づく認証を受けずにロゴマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を命ずるとともに、当該使用者からの認証申請に対し、認証を行わないことができる。

#### **(実績の報告)**

第8条 第6条の規定により認証を受けた者は、振興会が実施するアンケートへの回答を通じて、実績について報告すること。

- 2 振興会は、前項の報告に関して、必要に応じて、当該申請者より説明を聴取することができる。

#### **(遵守事項)**

第9条 第6条の規定により認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する目的及び「日本博2.0」の基本コンセプトに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ロゴマークの使用に当たっては、第7条第5項から第8項を遵守すること。
- (3) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) 理事長が行う実施状況等の調査その他の照会に応じること。

(5) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

#### (認証の取消し等)

第10条 理事長は、第6条の規定により認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると認められる場合。
- (2) 第6条の規定により認証を受けた文化施設が運営不能となった場合、又は認証を受けた文化芸術プロジェクトが実施不能や中止となった場合。
- (3) 実施主体が解散した場合。
- (4) 第7条第9項に基づきロゴマークの使用許可を取り消したにもかかわらず、ロゴマークの使用を停止しない場合。
- (5) 第4条又は第5条のいずれかに該当することが判明した場合。
- (6) 前条に規定する遵守事項に違反した場合。
- (7) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合。
- (8) その他認証の継続が不相当であると認められる場合。

2 理事長は、前項に規定する取消を行った場合は、「参画型認証取消通知書」(別記様式第5号)等をもって当該取消を受けた者に通知する。

3 第1項の規定により認証の取消を受けた者は、認証取消の日から使用対象物にロゴマークを使用することはできない。

4 理事長は、認証の取消を受けた者に対して、認証の取消を受けた使用対象物等について回収等の措置を命ずる。

5 理事長は、認証の取消によって生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 理事長は、第1項の規定による認証の取消を受けた者に対し、今後の認証を行わないことができる。

#### (本要領の変更)

第11条 振興会が本要領を変更した場合、変更以前に認証を受けた者に対しても変更後の要領が適用される。

#### (経費等の負担)

第12条 振興会は、第2条の規定による認証の申請、第6条第2項の規定による変更の申請、第7条の規定によるロゴマークの使用、第8条の規定による実績の報告、第9条第4号の規定による照会等に係る経費、役務を負担しない。

### **(非保証・免責事項)**

第 13 条 振興会は、認証を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、認証を受けた者が第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

### **(賠償責任等)**

第 14 条 文化庁及び振興会は、認証を行ったことに起因し、認証を受けた者に生じた損失、又は損害について、一切の責任を負わない。

2 認証を受けた者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、文化庁及び振興会に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 認証を受けた者は、認証された文化施設の運営又は認証された文化芸術プロジェクトの実施及びロゴマークの使用に際して故意又は過失により文化庁及び振興会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を文化庁及び振興会に賠償しなければならない。

4 文化庁長官及び理事長は、本要領の規定に違反して認証を受けた者、又はロゴマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとることができる。

### **(個人情報の取扱いについて)**

第 15 条 理事長は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

### **(情報の公開)**

第 16 条 理事長は、参画型の推進とロゴマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

### **(業務委託)**

第 17 条 振興会は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

2 振興会が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「独立行政法人日本芸術文化振興会」又は「理事長」は「受託者」に読み替えるものとする。

### **(管轄裁判所)**

第 18 条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

### **(その他)**

第 19 条 本要領に定めるもののほか、参画型の認証及びロゴマークの使用に関し必要な事項は、振興会が別に定める。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 5 月 2 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。